

## 「人権尊重都市宣言」

人権は、近代社会の原理として、何人にも保障されている基本的な自由と権利であり、日本国憲法においても、人権の享有と平等をその基本理念とし、侵すことのできない永久の権利として保障されており、すべての人々に与えられたものである。

しかしながら、今日もなお同和問題をはじめ、さまざまな人権課題が存在している。

国際的には、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言が国連総会で採択され、その理念の具体化と発展のため「国際人権規約」をはじめとする数多くの宣言や条約が制定批准されているなど、近年、世界的に恒久平和への期待とともに自由、平等、人権の確立への動きが急速に高まっている。

よって、たつの市議会は、たつの市において、人権意識の普及高揚を図り、人権尊重のまちづくりをめざして、すべての市民の人権が尊重される明るく住みよい、たつの市づくりに取り組んでいくことを確認し、ここに、たつの市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

以上、決議する。

平成18年12月26日

たつの市議会